

中華人民共和国専利法修正草案 (意見募集稿) 新旧対照表

2015年4月1日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「中華人民共和国専利法改正草案 (意見募集稿)」 条文対照表

現行専利法	専利法改正草案
第一章 総 則	第一章 総 則
第一条 専利権者の合法的な権利を保護すること、発明創造を奨励すること、発明創造の応用を推進すること、革新能力を高めること、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進することを目的とし、本法を制定する。	第一条 専利権者の合法的な権利を保護すること、発明創造を奨励すること、発明創造の応用を推進すること、革新能力を高めること、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進することを目的とし、本法を制定する。
第二条 本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。 発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新た	第二条 本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。 発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新た

な技術方案を指す。 實用新案とは、物品の形状、構造又はその組合せに対する、實用に適した新たな技術方案を指す。 意匠とは、物品の形状、模様又はその結合及び色彩と形状、模様の結合に対する、優れた美觀に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。	な技術方案を指す。 實用新案とは、物品の形状、構造又はその組合せに対する、實用に適した新たな技術方案を指す。 意匠とは、物品の全体又は一部の形状、模様又はその結合及び色彩と形状、模様の結合に対する、優れた美觀に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。
第三条 國務院專利行政部門が全国の專利事務を管理し、專利出願を統一的に受理及び審査し、法により專利權を付与する。 省・自治区・直轄市人民政府の專利事務管理部門が当該行政区域内における專利管理事務を行う。	第三条 國務院專利行政部門が全国の專利事務を主管し、專利出願を統一的に受理及び審査し、法により專利權を付与するほか、專利に関わる市場管理監督行政を行い、重大な影響のある專利侵害行為と專利詐称行為を取締り、公的專利情報公開体制を構築し、專利情報の伝達と利

	用を促し、法により専利代理師の資格を授与し、専利代理機関を審査・承認することに責任を負う。 県級以上の地方人民政府の専利行政部門は、本行政区域内における専利行政を行い、専利行政法執行を実施し、専利権侵害行為、専利詐称行為を取締り、専利情報を提供することに責任を負う。
第四条 専利を出願する発明創造が国の安全又は重大な利益に係し、秘密保持の必要がある場合は、国の関連規定に基づき処理する。	第四条 専利を出願する発明創造が国の安全又は重大な利益に係し、秘密保持の必要がある場合は、国の関連規定に基づき処理する。
第五条 法律と公序良俗に違反したり、公共利益を妨害したりする発明創造に対しては、専利権を	第五条 法律と公序良俗に違反したり、公共利益を妨害したりする発明創造に対しては、専利権を

付与しない。 法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、又は利用し、当該遺伝資源に依存して完成したりした発明創造に対しては、専利権を付与しない。	付与しない。 法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、又は利用し、当該遺伝資源に依存して完成したりした発明創造に対しては、専利権を付与しない。
第六条 所属機関の職務を遂行して、又は主に所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の専利出願の権利は当該機関に帰属し、出願が認可された場合は当該機関を専利権者とする。 非職務発明創造については、専利出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された場合は当該発明者又は考案者を専利権者とする。	第六条 所属機関の職務遂行によって完成した発明創造は、職務発明創造とする。 職務発明創造の専利出願の権利は当該機関に帰属し、出願が認可された場合は当該機関を専利権者とする。 非職務発明創造については、専利出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された場合は当該発明者又は考案者を専利権者とする。 所属機関の物質・技術条件を

所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造について、機関と発明者又は考案者間に契約があり、専利出願の権利及び専利権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。	利用して完成した発明創造について、機関と発明者又は考案者間に契約があり、専利出願の権利及び専利権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。定めがない場合は、専利出願の権利は発明者又は考案者に属する。
第七条 発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願に対しては、いかなる機関又は個人もこれを抑圧してはならない。	第七条 発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願に対しては、いかなる機関又は個人もこれを抑圧してはならない。
第八条 2つ以上の機関又は個人が協力して完成した発明創造、1つの機関又は個人がその他の機関や個人の委託を受けて完成した発明創造については、別途約定がある場合を除き、専利出願の権利は単独で完成した	第八条 2つ以上の機関又は個人が協力して完成した発明創造、1つの機関又は個人がその他の機関や個人の委託を受けて完成した発明創造については、別途約定がある場合を除き、専利出願の権利は単独で完成した

機関若しくは個人、又は共同で完成した機関若しくは個人に帰属し、出願が認可された場合は出願した機関又は個人を専利権者とする。	機関若しくは個人、又は共同で完成した機関若しくは個人に帰属し、出願が認可された場合は出願した機関又は個人を専利権者とする。
第九条 同様の発明創造に対しては1件の専利権のみを付与する。但し、同一の出願者が同日中に同様の発明創造について実用新案を出願し、同時に発明特許を出願した場合、先に取得した実用新案権が終了する以前において、出願者が当該実用新案権の放棄を宣言したものは発明特許権を付与することができる。 二人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれが専利を出願した場合、専利権は最も早く出願した者に付与す	第九条 同様の発明創造に対しては1件の専利権のみを付与する。但し、同一の出願者が同日中に同様の発明創造について実用新案を出願し、同時に発明特許を出願した場合、先に取得した実用新案権が終了する以前において、出願者が当該実用新案権の放棄を宣言したものは発明特許権を付与することができる。 二人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれが専利を出願した場合、専利権は最も早く出願した者に付与す

る。	る。
第十条 専利出願権及び専利権は譲渡することができる。 中国の機関又は個人が外国人、外国企業、又はその他外国組織に専利出願権又は専利権を譲渡する場合、関連の法律と行政法規の規定に基づき、手続きを行う。 専利出願権又は専利権を譲渡する場合、当事者は書面の契約を締結し、かつ国務院専利行政部門に登録する。国務院専利行政部門が公告を出す。専利出願権又は専利権の譲渡は登記日から有効となる。	第十条 専利出願権及び専利権は譲渡することができる。 中国の機関又は個人が外国人、外国企業、又はその他外国組織に専利出願権又は専利権を譲渡する場合、関連の法律と行政法規の規定に基づき、手続きを行う。 専利出願権又は専利権を譲渡する場合、当事者は書面の契約を締結し、かつ国務院専利行政部門に登録する。国務院専利行政部門が公告を出す。専利出願権又は専利権の譲渡は登記日から有効となる。
第十一条 発明及び実用新案の専利権が付与された後、本法に別途規	第十一条 発明及び実用新案の専利権が付与された後、本法に別途規

定がある場合を除き、いかなる機関又は個人も、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その専利製品について製造、使用、販売の申出、販売、輸入を行ってはならず、その専利方法を使用することできず、当該専利方法により直接獲得した製品について使用、販売の許諾、販売、輸入を行ってはならない。 意匠権が付与された後、いかなる機関又は個人も、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その意匠に係る製品を製造、販売の申出、販売、輸入してはならない。	定がある場合を除き、いかなる機関又は個人も、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その専利製品について製造、使用、販売の申出、販売、輸入を行ってはならず、その専利方法を使用することできず、当該専利方法により直接獲得した製品について使用、販売の許諾、販売、輸入を行ってはならない。 意匠権が付与された後、いかなる機関又は個人も、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その意匠に係る製品を製造、販売の申出、販売、輸入してはならない。
第十二条 いかなる機関又は個人も、他	第十二条 いかなる機関又は個人も、他

人の専利を実施する場合は専利権者と実施許諾契約を締結し、専利権者に専利使用料を支払わなければならない。被許諾者は、契約で規定された以外のいかなる機関又は個人に対しても当該専利の実施を許諾する権利を持たない。	人の専利を実施する場合は専利権者と実施許諾契約を締結し、専利権者に専利使用料を支払わなければならない。被許諾者は、契約で規定された以外のいかなる機関又は個人に対しても当該専利の実施を許諾する権利を持たない。
第十三条 発明特許出願の公開後、出願者はその発明を実施する機関又は個人に適当額の費用を支払うよう要求することができる。	第十三条 発明特許出願の公開後、出願者はその発明を実施する機関又は個人に適当額の費用を支払うよう要求することができる。
第十四条 国有企業事業単位の発明特許が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可され	第十四条（追加条項 1。元の条文は第七十七条に移動） 専利権の行使にあたって、信義誠実の原則を守り、公共の利益を損害してはならない。競争を不当に排除、制限してはならない。技術の進歩を阻害しては

た範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された部門に実施を許諾することができる。実施部門は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。	ならない。
第十五条 専利出願権又は専利権の共有者の間で権利の行使について約定がある場合はその約定に従う。約定がない場合、共有者は単独で実施するか、又は一般許諾方式によって他者に当該専利の実施を許諾することができる。他者に当該専利の実施を許諾する場合、徴収する使用料は共有者同士で分配する。 前項が規定する状況を除き、共有する専利出願権又は専利権については共有者全員の同意を得なければならない。	第十五条 専利出願権又は専利権の共有者の間で権利の行使について約定がある場合はその約定に従う。取り決めがない場合、共有者は単独で実施するか、又は一般許諾方式によって他者に当該専利の実施を許諾することができる。他者に当該専利の実施を許諾する場合、徴収する使用料は共有者同士で分配する。 前項が規定する状況を除き、共有する専利出願権又は専利権については共有者全員の同意を得なければならない。

第十六条

専利権を付与された機関は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し奨励を与える。発明創造専利が実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。

第十六条

職務発明創造が専利権を付与された後、所属機関は、その発明者又は考案者に奨励を与えなければならない。発明創造専利が実施された後、**所属機関は、その普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与えなければならない。**

所属機関と発明者又は考案者は、本法の第六条第四項の定めに基づき、発明創造について専利出願の権利が所属機関に属すると取り決めた場合、所属機関は、前項の定めに基づき、発明者又は考案者に奨励と報酬を与えなければならない。

第十七条

発明者又は考案者は専利文書において自分が発明者又は

第十七条

発明者又は考案者は専利文書において自分が発明者又は

考案者であることを明記する権利を有する。 専利権者はその専利製品又は当該製品の包装上に、専利表示を行う権利を有する。	考案者であることを明記する権利を有する。 専利権者はその専利製品又は当該製品の包装上に、専利表示を行う権利を有する。
第十八条 中国国内に経常的居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国で専利を出願する場合、その所属国と中国が締結した協定、若しくは共に締結した国際条約によるか、又は互惠の原則に従い、本法に基づいて処理する。	第十八条 中国国内に経常的居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国で専利を出願する場合、その所属国と中国が締結した協定、若しくは共に締結した国際条約によるか、又は互惠の原則に従い、本法に基づいて処理する。
第十九条 中国に経常的居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、法に	第十九条 中国に経常的居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、規定に基

よって設立された専利代理機関に委託して処理しなければならない。 中国の機関又は個人が国内で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、法によって設立された専利代理機関に委託し処理することができる。 専利代理機関は法律と行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて専利出願又はその他の専利事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造の内容に対し、専利出願が既に公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する義務を負う。専利代理機関の具体的な管理方法は国務院が規定する。	づき設立された専利代理機関に委託して処理しなければならない。 中国の機関又は個人が国内で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、法によって設立された専利代理機関に委託し処理することができる。 専利代理師と専利代理機関は法律と行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて専利出願又はその他の専利事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造の内容に対し、専利出願が既に公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する義務を負う。専利代理師と専利代理機関の具体的な管理方法は国務院が規定する。
第二十条	第二十条

いかなる機関又は個人が国内で完成した発明又は実用新案について、外国で専利を出願する場合、まず国務院専利行政部門に秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持の手順及び期限等は国務院の規定に準拠する。

中国の機関又は個人は、中華人民共和国が締結した関連の国際条約に基づいて専利の国際出願を行うことができる。出願者が専利の国際出願を行うとき、前項の規定を遵守しなければならない。

国務院専利行政部門は中華人民共和国が締結した関連の国際条約及び本法、国務院の関連規定に基づいて専利の国際出願を処理する。

本条第一項の規定に違反して外国で専利を出願した発明

いかなる機関又は個人が国内で完成した発明又は実用新案について、外国で専利を出願する場合、まず国務院専利行政部門に秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持の手順及び期限等は国務院の規定に準拠する。

中国の機関又は個人は、中華人民共和国が締結した関連の国際条約に基づいて**国際出願**を行い、その**保護**を受けることができる。出願者が**国際出願**を行うとき、前項の規定を遵守しなければならない。

国務院専利行政部門は中華人民共和国が締結した関連の国際条約及び本法、国務院の関連規定に基づいて**国際出願**を処理する。

本条第一項の規定に違反して外国で専利を出願した発明又は

又は実用新案について、中国で専利を出願した場合は専利権を付与しない。	実用新案について、中国で専利を出願した場合は専利権を付与しない。
第二十一条 国務院専利行政部門及びその専利復審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。 国務院専利行政部門は包括的、正確かつ速やかに専利情報を発表し、専利公報を定期的に発行しなければならない。 専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。	第二十一条 国務院専利行政部門及びその専利復審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。 専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。 国務院専利行政部門は包括的、正確かつ速やかに専利情報を発表し、専利公報を定期的に発行し、専利情報の基礎データを提供しなければならない。
第二章 専利権付与の条件	第二章 専利権付与の条件

第二十二條

專利權を付与する發明及び
實用新案は、新規性及び創造
性、實用性を具備していなけれ
ばならない。

新規性とは、当該發明又は実
用新案が従来技術に属さない
こと、いかなる機関又は個人も
同様の發明又は實用新案につ
いて、出願日以前に國務院專利
行政部門に出願しておらず、か
つ出願日以後に公開された專
利出願書類又は公告の專利文
書において記載されていない
ことを指す。

創造性とは、従来技術と比べ
て当該發明に突出した実質的
特徴及び顕著な進歩があり、当
該實用新案に実質的特徴及び
進歩があることを指す。

實用性とは、当該發明又は実
用新案が製造又は使用に堪え、

第二十二條

專利權を付与する發明及び
實用新案は、新規性及び創造
性、實用性を具備していなけれ
ばならない。

新規性とは、当該發明又は実
用新案が従来技術に属さない
こと、いかなる機関又は個人も
同様の發明又は實用新案につ
いて、出願日以前に國務院專利
行政部門に出願しておらず、か
つ出願日以後に公開された專
利出願書類又は公告の專利文
書において記載されていない
ことを指す。

創造性とは、従来技術と比べ
て当該發明に突出した実質的
特徴及び顕著な進歩があり、当
該實用新案に実質的特徴及び
進歩があることを指す。

實用性とは、当該發明又は実
用新案が製造又は使用に堪え、

かつ積極的な効果を生むことができることを指す。 本法でいう従来技術とは、出願日以前に国内外において公然知られた技術を指す。	かつ積極的な効果を生むことができることを指す。 本法でいう従来技術とは、出願日以前に国内外において公然知られた技術を指す。
第二十三条 専利権を付与する意匠は、従来のデザインに属さないものとする。また、いかなる機関又は個人も同一の意匠について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以後に公開された専利文書において記載されていないこととする。 専利権を付与する意匠は、従来デザイン又は従来デザイン特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがあることとする。 専利権を付与する意匠は、他者が出願日以前に取得した合	第二十三条 専利権を付与する意匠は、従来のデザインに属さないものとする。また、いかなる機関又は個人も同一の意匠について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以後に公開された専利文書において記載されていないこととする。 専利権を付与する意匠は、従来デザイン又は従来デザイン特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがあることとする。 専利権を付与する意匠は、他者が出願日以前に取得した合

法的権利と衝突してはならない。 本法でいう従来デザインとは、出願日以前に国内外において公然知られたデザインを指す。	法的権利と衝突してはならない。 本法でいう従来デザインとは、出願日以前に国内外において公然知られたデザインを指す。
第二十四条 専利を出願する発明創造について、出願日前 6 か月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。 （一）中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合 （二）規定される学術会議、又は技術会議上で初めて発表された場合 （三）他者が出願者の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合	第二十四条 専利を出願する発明創造について、出願日前 6 か月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。 （一）中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合 （二）規定される学術会議、又は技術会議上で初めて発表された場合 （三）他者が出願者の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合

第二十五条 以下に掲げる各号には専利権を付与しない。 (一) 科学上の発見 (二) 知的活動の規則及び方法 (三) 疾病の診断及び治療方法 (四) 動物と植物の品種 (五) 原子核変換の方法により取得した物質 (六) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成された、主に表示を機能とするデザイン 前項第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。	第二十五条 以下に掲げる各号には専利権を付与しない。 (一) 科学上の発見 (二) 知的活動の規則及び方法 (三) 疾病の診断及び治療方法（動物飼育・養殖に関するものを除く。） (四) 動物と植物の品種 (五) 原子核変換の方法により取得した物質 (六) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成された、主に表示を機能とするデザイン 前項第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。
第三章 専利出願	第三章 専利出願

第二十六条

発明又は実用新案の出願には、願書、明細書及びその要約、特許請求の範囲等の書類を提出する。

願書には発明又は実用新案の名称、発明者の氏名、出願者の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記する。

明細書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行い、必要時には図面を添付する。要約は発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明する。

特許請求の範囲は明細書を根拠とし、専利保護請求の範囲について明確かつ簡潔に限定する。

遺伝資源に依存して完成した発明創造について、出願者は

第二十六条

発明又は実用新案の出願には、願書、明細書及びその要約、特許請求の範囲等の書類を提出する。

願書には発明又は実用新案の名称、発明者の氏名、出願者の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記する。

明細書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行い、必要時には図面を添付する。要約は発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明する。

特許請求の範囲は明細書を根拠とし、専利保護請求の範囲について明確かつ簡潔に限定する。

遺伝資源に依存して完成した発明創造について、出願者は

専利出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明する。原始的由来を説明できない場合、出願者はその理由を陳述する。	専利出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明する。原始的由来を説明できない場合、出願者はその理由を陳述する。
第二十七条 意匠登録の出願には、願書、当該意匠の図面又は写真、及び当該意匠の簡単な説明等の書類を提出する。 出願者が提出する図面又は写真は、専利保護を請求する製品の意匠を鮮明に表示していなければならない。	第二十七条 意匠登録の出願には、願書、当該意匠の図面又は写真、及び当該意匠の簡単な説明等の書類を提出する。 出願者が提出する図面又は写真は、専利保護を請求する製品の意匠を鮮明に表示していなければならない。
第二十八条 国務院専利行政部門が、専利出願書類を受領した日を出願日とする。出願書類が郵送された場合は、郵送の消印日を出願日とする。	第二十八条 国務院専利行政部門が、専利出願書類を受領した日を出願日とする。出願書類が郵送された場合は、郵送の消印日を出願日とする。
第二十九条	第二十九条

出願者が発明又は実用新案を外国で初めて出願した日から12か月以内に、又は意匠登録を外国で初めて出願した日から6か月以内に、中国で再び同一のテーマについて専利を出願する場合、当該外国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条約に基づき、又は相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を受けることができる。 出願者が発明又は実用新案を中国で初めて出願した日から12か月以内に、国務院専利行政部門に同一のテーマについて専利を出願する場合、優先権を受けることができる。	出願者が発明又は実用新案を外国で初めて出願した日から12か月以内に、又は意匠登録を外国で初めて出願した日から6か月以内に、中国で再び同一のテーマについて専利を出願する場合、当該外国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条約に基づき、又は相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を受けることができる。 出願者が発明又は実用新案を中国で初めて出願した日から12か月以内に、又は意匠を中国で初めて出願した日から6か月以内に、国務院専利行政部門に同一のテーマについて専利を出願する場合、優先権を受けることができる。
第三十条 出願者が優先権を主張する	第三十条 出願者が優先権を主張する

とき、出願時に書面で声明を出し、かつ3か月以内に最初に提出した専利出願書類の謄本を提出しなければならない。書面で声明を出さない、又は期限を過ぎても専利出願書類の謄本を提出しない場合は、優先権を主張していないものと見なす。	とき、規定に基づき書面で声明を出し、初めて提出した専利出願書類の謄本を提供しなければならない。規定に基づき書面で声明を出さない、又は専利出願書類の謄本を提供しないときは、優先権を主張していないものと見なす。
第三十一条 1 件の発明又は実用新案の出願は、1 つの発明又は実用新案に限られる。1 つの全体的な発明構想の2 つ以上の発明又は実用新案は、1 件の出願として提出することができる。 1 件の意匠出願は、1 つの意匠に限られる。同一製品における2 つ以上の類似意匠、同一種類でかつセットで販売又は使用する製品の2 つ以上の意匠は、1 件の出願として提出する	第三十一条 1 件の発明又は実用新案の出願は、1 つの発明又は実用新案に限られる。1 つの全体的な発明構想の2 つ以上の発明又は実用新案は、1 件の出願として提出することができる。 1 件の意匠出願は、1 つの意匠に限られる。同一製品における2 つ以上の類似意匠、同一種類でかつセットで販売又は使用する製品の2 つ以上の意匠は、1 件の出願として提出する

ことができる。	ことができる。
第三十二条 出願者は、専利権が付与されるまでの間にその専利出願を随時撤回することができる。	第三十二条 出願者は、専利権が付与されるまでの間にその専利出願を随時撤回することができる。
第三十三条 出願者は、その専利出願書類に対して修正を行うことができるが、発明及び実用新案に対する専利出願書類に対する修正は、元の明細書及び特許請求に記載した範囲を超えてはならず、意匠に対する専利出願書類の修正は、元の図面又は写真で表示した範囲を超えてはならない。	第三十三条 出願者は、その専利出願書類に対して修正を行うことができるが、発明及び実用新案に対する専利出願書類に対する修正は、元の明細書及び特許請求に記載した範囲を超えてはならず、意匠に対する出願書類の修正は、元の図面又は写真で表示した範囲を超えてはならない。
第四章 専利出願の審査と認可	第四章 専利出願の審査と認可
第三十四条 国務院専利行政部門は発明特許の出願を受領後、初歩審査	第三十四条 国務院専利行政部門は発明特許の出願を受領後、初歩審査

により本法の要件に合致していると認めた場合、出願日から満 18 か月後に公開する。国务院專利行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を繰り上げて公開することができる。	により本法の要件に合致していると認めた場合、出願日から満 18 か月後に公開する。国务院專利行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を繰り上げて公開することができる。
第三十五条 発明特許出願の出願日から 3 年以内、国务院專利行政部門は出願者が随時提出する請求に基づき、その出願に対して実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しなかった場合、出願取下げと見なす。 国务院專利行政部門は必要と認める場合、自ら発明特許の出願に対して実体審査を行うことができる。	第三十五条 発明特許出願の出願日から 3 年以内、国务院專利行政部門は出願者が随時提出する請求に基づき、その出願に対して実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しなかった場合、出願取下げと見なす。 国务院專利行政部門は必要と認める場合、自ら発明特許の出願に対して実体審査を行うことができる。

第三十六条

発明特許の出願者が実体審査を請求する場合、出願日以前におけるその発明に係する参考資料を提出しなければならない。

発明特許について外国で出願済みの場合、国務院専利行政部門は出願者に対し、指定の期間内に当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合は、出願取下げとみなす。

第三十六条

発明特許の出願者が実体審査を請求する場合、出願日以前におけるその発明に係する参考資料を提出しなければならない。

発明特許について外国で出願済みの場合、国務院専利行政部門は出願者に対し、指定の期間内に当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合は、出願取下げとみなす。

第三十七条

国務院専利行政部門は発明特許出願に対して実体審査を行った後、本法の規定に合致していないと認める場合、出願者

第三十七条

国務院専利行政部門は発明特許出願に対して実体審査を行った後、本法の規定に合致していないと認める場合、出願者

に通知を行い、指定の期間内に意見を陳述するか、又はその出願を補正するよう求める。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合は、出願取下げとみなす。	に通知を行い、指定の期間内に意見を陳述するか、又はその出願を補正するよう求める。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合は、出願取下げとみなす。
第三十八条 発明特許の出願について、出願者が意見陳述又は補正を行った後、国務院専利行政部門が依然として本法の規定に合致しないと認める場合、拒絶しなければならない。	第三十八条 発明特許の出願について、出願者が意見陳述又は修改を行った後、国務院専利行政部門が依然として本法の規定に合致しないと認める場合、拒絶しなければならない。
第三十九条 発明特許の出願に対して実体審査を行い、これを拒絶する理由が存在しない場合は国務院専利行政部門が発明特許権を付与する決定を下し、発明特許証書を交付する。同時に登記して公告し、発明特許権は公告	第三十九条 発明特許の出願に対して実体審査を行い、これを拒絶する理由が存在しない場合は国務院専利行政部門が発明特許権を付与する決定を下し、発明特許証書を交付する。同時に登記して公告し、発明特許権は公告

日から有効となる。	日から有効となる。
第四十条 実用新案及び意匠の出願に対して初步審査を行い、これを拒絶する理由が存在しない場合、国務院専利行政部門が実用新案権又は意匠権を付与する決定を下し、相応する専利証書を交付する。同時に登記して公告し、実用新案権及び意匠権は公告日から有効となる。	第四十条 実用新案及び意匠の出願に対して初步審査を行い、これを拒絶する理由が存在しない場合、国務院専利行政部門が実用新案権又は意匠権を付与する決定を下し、相応する専利証書を交付する。同時に登記して公告し、実用新案権及び意匠権は公告日から有効となる。
第四十一条 国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願者は国務院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から3か月以内に、専利復審委員会に不服審判を請求することができる。 専利復審委員会は不服審判後に決定を下し、かつ専利出願	第四十一条 国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願者は国務院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から3か月以内に、専利復審委員会に不服審判を請求することができる。 専利復審委員会は、不服審判請求に対して審査を行い、必要

者に通知する。 専利出願者は専利復審委員会の不服審判の審査決定について不服がある場合、通知受領日から３か月以内に人民法院に提訴することができる。	に応じて専利出願が本法の関連規定のその他の事由に合致するか否かを審査の上で決定を下し、かつ専利出願者に通知することができる。 専利出願者は専利復審委員会の不服審判の審査決定について不服がある場合、通知受領日から３か月以内に人民法院に提訴することができる。
第五章 専利権の存続、消滅、無効	第五章 専利権の存続、消滅、無効
第四十二条 発明特許権の存続期限は２０年とし、実用新案権と意匠権の存続期限は１０年する。ともに出願日から起算する。	第四十二条 発明特許権の存続期限は２０年とし、実用新案権は１０年とし、意匠権は１５年とする。ともに出願日から起算する。
第四十三条 専利権者は専利権を付与された年から年金を納付しなければならない。	第四十三条 専利権者は専利権を付与された年から年金を納付しなければならない。

第四十四条

以下の状況のいずれかに該当する場合、専利権は期限満了前に消滅するものとする。

(一) 規定に基づき年金を納付していない場合。

(二) 専利権者が書面での声明をもって、その専利権を放棄した場合。

専利権が期限満了前に消滅した場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。

第四十四条

以下の状況のいずれかに該当する場合、専利権は期限満了前に消滅するものとする。

(一) 規定に基づき年金を納付していない場合。

(二) 専利権者が書面での声明をもって、その専利権を放棄した場合。

専利権が期限満了前に消滅した場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。

第四十五条

国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる機関又は個人が、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は専利復審委員会に当該専利権の無効審判を請求することができる。

第四十五条

国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる機関又は個人が、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は専利復審委員会に当該専利権の無効審判を請求することができる。

第四十六条

専利復審委員会は専利権無効審判請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び専利権者に通知する。専利権の無効審判が決定された場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。

専利復審委員会の専利権無効審判又は専利権維持の決定について不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。

第四十六条

専利復審委員会は、専利権無効審判請求に対して**審査**を行い、必要に応じて**専利権**が本法の**関連規定**のその他の事由に合致するか否かに対する**審査**を行った上で適時決定を下し、請求者及び専利権者に通知することができる。

専利権無効審判又は**専利権維持**の決定を下した後、国務院**専利行政部門**は適時**登記**及び**公告**を行わなければならない。

専利復審委員会の専利権無効審判又は専利権維持の決定について不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよ

	う通知する。
第四十七条 無効審判された専利権は、初めから存在しなかったものとみなす。 専利権無効審判の決定は、専利権無効審判の前に人民法院が下し、かつ既に執行された専利権侵害の判決及び調停書、既に履行又は強制執行された専利権侵害紛争の処理決定、及び既に履行された専利実施許諾契約又は専利譲渡契約に対して、遡及力を持たないものとする。但し、専利権者の悪意により他者に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。 前項の規定に従い、専利権侵害の賠償金、専利使用料、専利権譲渡料を返還せず、公平の原	第四十七条 無効審判された専利権は、初めから存在しなかったものとみなす。 専利権無効審判の決定は、専利権無効審判の前に人民法院が下し、かつ既に執行された専利権侵害の判決及び調停書、既に履行又は強制執行された専利権侵害紛争の処理、処罰の決定、及び既に履行された専利実施許諾契約又は専利譲渡契約に対して、遡及力を持たないものとする。但し、専利権者の悪意により他者に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。 前項の規定に従い、専利権侵害の賠償金、専利使用料、専利権譲渡料を返還せず、公平の原

則に明らかに違反している場合は全額又は一部を返還しなければならない。	則に明らかに違反している場合は全額又は一部を返還しなければならない。
第六章 専利実施の強制許諾	第六章 専利実施の強制許諾
第四十八条 以下のいずれかの状況に該当する場合、国務院専利行政部門は実施条件を具備した機関又は個人の請求により、発明特許又は実用新案の実施を強制許諾することができる。 (一) 専利権者が専利権を付与された日より満3年が経過し、かつ専利出願日より満4年が経過しても、その専利を正当な理由なく実施しない、又は十分に実施しない場合。 (二) 専利権者による専利権の行使行為が法に基づき独占行為であると認定され、当該行為によってもたらされる競争	第四十八条 以下のいずれかの状況に該当する場合、国務院専利行政部門は実施条件を具備した機関又は個人の請求により、発明特許又は実用新案の実施を強制許諾することができる。 (一) 専利権者が専利権を付与された日より満3年が経過し、かつ専利出願日より満4年が経過しても、その専利を正当な理由なく実施しない、又は十分に実施しない場合。 (二) 専利権者による専利権の行使行為が法に基づき独占行為であると認定され、当該行為によってもたらされる競争

上の不利な影響を解消するか、又は減少させる場合。	上の不利な影響を解消するか、又は減少させる場合。
第四十九条 国に緊急事態又は非常事態が発生するか、又は公共の利益を目的とする場合、国務院専利行政部門は発明特許又は実用新案の実施を強制許諾することができる。	第四十九条 国に緊急事態又は非常事態が発生するか、又は公共の利益を目的とする場合、国務院専利行政部門は発明特許又は実用新案の実施を強制許諾することができる。
第五十条 公共の健康を目的として専利権を取得した薬品について、国務院専利行政部門はこれを製造し、中華人民共和国が締結した関連の国際条約の規定に合致する国又は地域に輸出することを強制許諾することができる。	第五十条 公共の健康を目的として専利権を取得した薬品について、国務院専利行政部門はこれを製造し、中華人民共和国が締結した関連の国際条約の規定に合致する国又は地域に輸出することを強制許諾することができる。
第五十一条 専利権を取得した発明又は	第五十一条 専利権を取得した発明又は

実用新案が、以前に専利権を取得済みの発明、又は実用新案と比べて顕著な経済的意義に富む重大な技術進歩を有し、その実施が前の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院専利行政部門は後の専利権者の要請に基づき、前の発明又は実用新案の実施を強制許諾することができる。 前項の規定に基づいて実施を強制許諾する状況において、国務院専利行政部門は前の専利権者の要請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。	実用新案が、以前に専利権を取得済みの発明、又は実用新案と比べて顕著な経済的意義に富む重大な技術進歩を有し、その実施が前の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院専利行政部門は後の専利権者の要請に基づき、前の発明又は実用新案の実施を強制許諾することができる。 前項の規定に基づいて実施を強制許諾する状況において、国務院専利行政部門は前の専利権者の要請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。
第五十二条 強制許諾と関連する発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共利益の目的と本	第五十二条 強制許諾と関連する発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共利益の目的と本

法第四十八条第（二）号が規定する状況に限る。	法第四十八条第（二）号が規定する状況に限る。
第五十三条 本法第四十八条第（二）号と第五十条の規定に基づいて強制許諾を行う状況を除き、強制許諾の実施は主に国内市場への供給を目的とする。	第五十三条 本法第四十八条第（二）号と第五十条の規定に基づいて強制許諾を行う状況を除き、強制許諾の実施は主に国内市場への供給を目的とする。
第五十四条 本法第四十八条第（一）号と第五十一条の規定に基づいて強制許諾を要請する機関又は個人は、専利権者に対して合理的な条件によってその実施権を請求し、かつ合理的な期間内に許諾を得ることができなかったことを証明するため、証拠を提出しなければならない。	第五十四条 本法第四十八条第（一）号と第五十一条の規定に基づいて強制許諾を要請する機関又は個人は、専利権者に対して合理的な条件によってその実施権を請求し、かつ合理的な期間内に許諾を得ることができなかったことを証明するため、証拠を提出しなければならない。
第五十五条 国務院専利行政部門は、その	第五十五条 国務院専利行政部門は、その

強制実施許諾の決定について 専利権者に適時通知し、かつ登 記と公告を行わなければならない。 強制実施許諾の決定は、強制 許諾の理由に基づき、実施する 範囲及び期間を定める。強制許 諾の理由が消滅し、かつ再び発 生していない場合、国務院専利 行政部門は、専利権者の請求に 基づき、審査を経た後で強制実 施許諾を中止することを決定 する。	強制実施許諾の決定について 専利権者に適時通知し、かつ登 記と公告を行わなければならない。 強制実施許諾の決定は、強制 許諾の理由に基づき、実施する 範囲及び期間を定める。強制許 諾の理由が消滅し、かつ再び発 生していない場合、国務院専利 行政部門は、専利権者の請求に 基づき、審査を経た後で強制実 施許諾を中止することを決定 する。
第五十六条 強制実施許諾を取得した機 関又は個人は、独占的な実施権 を持たず、かつ他者に実施を許 諾する権利を有しない。	第五十六条 強制実施許諾を取得した機 関又は個人は、独占的な実施権 を持たず、かつ他者に実施を許 諾する権利を有しない。
第五十七条 強制実施許諾を取得した機 関又は個人は、専利権者に合理	第五十七条 強制実施許諾を取得した機 関又は個人は、専利権者に合理

的な使用料を支払うか、又は中華人民共和国が締結した関連の国際条約の規定に基づいて、使用料に関わる問題进行处理する。使用料を支払う場合、その金額は双方が協議する。双方が合意することができない場合は国務院専利行政部門が裁定する。	的な使用料を支払うか、又は中華人民共和国が締結した関連の国際条約の規定に基づいて、使用料に関わる問題进行处理する。使用料を支払う場合、その金額は双方が協議する。双方が合意することができない場合は国務院専利行政部門が裁定する。
第五十八条 専利権者が国務院専利行政部門の強制実施許諾に関する決定について不服がある場合、及び専利権者と強制実施許諾を取得した機関及び個人が、国務院専利行政部門の強制実施許諾に関する使用料の裁定に不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。	第五十八条 専利権者が国務院専利行政部門の強制実施許諾に関する決定について不服がある場合、及び専利権者と強制実施許諾を取得した機関及び個人が、国務院専利行政部門の強制実施許諾に関する使用料の裁定に不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。
第七章 専利権の保護	第七章 専利権の保護

第五十九条

発明特許権又は実用新案権の保護範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の解釈に用いることができる。

意匠権の保護範囲は、図面又は写真が示す当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真が示す当該製品に意匠の解釈に用いることができる。

第五十九条

発明特許権又は実用新案権の保護範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の解釈に用いることができる。

意匠権の保護範囲は、図面又は写真が示す当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真が示す当該製品に意匠の解釈に用いることができる。

第六十条

専利権者の許諾を受けずにその専利を実施する、即ちその専利権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかった場合、専利権者又は利害関係者は人民法院に提訴する

第六十条

専利権者の許諾を受けずにその専利を実施する、即ちその専利権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかった場合、専利権者又は利害関係者は人民法院に提訴する

ことができ、また専利事務管理部門に処理を求めることもできる。専利事務管理部門が処理する状況においては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知受領日から15日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。権利侵害者が期限を過ぎても提訴せず、権利侵害行為も停止しない場合、専利事務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う専利事務管理部門は、当事者の請求に基づき、専利権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合、当事者は、「中華人民共

ことができ、また**専利行政部門**に処理を求めることもできる。**専利行政部門**が処理する状況においては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。また、**権利侵害製品、専ら権利侵害製品の製造に用いられ、又は権利侵害方法を使用するための部品、工具、金型、設備等を没収、廃棄処分**することができる。当事者が不服の場合、処理通知受領日から15日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。権利侵害者が期限を過ぎても提訴せず、権利侵害行為も停止しない場合、**専利行政部門**は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う**専利行政部**

和国民事訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。

門は、当事者の請求に基づき、専利権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合、当事者は、「中華人民共和國民事訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。成立した調停調書は人民法院が法により有効性を確認し、一方の当事者が履行を拒否し、又は全部履行しない場合、相手方の当事者は人民法院に強制執行を申請することができる。

集団による権利侵害行為、権利侵害行為の繰り返し等、市場秩序を乱す故意による専利権侵害被疑行為がある場合、専利行政部門が法により取り締まる。専利行政部門が故意による権利侵害行為が成立し、かつ市場秩序を乱すと認めた場合、権利侵害者に権利侵害行為を直

	ちに停止するよう命じ、権利侵害製品、専ら権利侵害製品の製造に用い、又は権利侵害方法に使用される部品、工具、金型、設備等を没収、廃棄処分することができる。違法経営額が5万元以上である場合、違法経営額の1倍以上5倍以下の過料を科すことができる。違法経営額がなく、又は違法経営額が5万元以下である場合、25万元以下の過料を科すことができる。 無効審判の請求による審理又は処理の中止を巡る専利権侵害紛争については、専利権無効又は専利権維持の決定の公告を宣告した後、人民法院と専利行政部門は、適時審理又は処理を行わなければならない。
第六十一条 専利権侵害を巡る紛争が新	第六十一条 専利権侵害を巡る紛争が新

製品製造方法の発明特許に関連する場合、同様の製品を製造する機関又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。

専利権侵害を巡る紛争が実用新案又は意匠に関連する場合、人民法院又は専利事務管理部門は、専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ってから作成した評価報告を提出するよう要求することができる。

製品製造方法の発明特許に関連する場合、同様の製品を製造する機関又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。

専利権侵害を巡る紛争が実用新案又は意匠に関連する場合、直ちに審査、処理しなければならない事由を除き、人民法院又は専利行政部門は、専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ってから作成した評価報告を提出するよう要求しなければならない。

人民法院は、専利権侵害行為の成立を認めた後、賠償金額を確定するため、権利者がすでに

	挙証に尽力し、権利侵害行為に関わる帳簿、資料を主として侵害被疑者が掌握する状況において、侵害被疑者に対し、権利侵害行為に関わる帳簿、資料を提供するよう命じることができる。侵害被疑者が帳簿、資料を提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は、専利権者の主張及び提供した証拠を参照し、賠償金額を判定することができる。
第六十二条 専利権侵害紛争において、権利侵害者として告訴された者が、その実施する技術又はデザインが従来技術、又は従来デザインに属することを証明する証拠を有している場合、専利権侵害を構成しないものとする。	第六十二条 専利権侵害紛争において、権利侵害者として告訴された者が、その実施する技術又はデザインが従来技術、又は従来デザインに属することを証明する証拠を有している場合、専利権侵害を構成しないものとする。
第六十三条	第六十三条

専利を詐称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利事務管理部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の4倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合は20万元以下の過料を科すことができる。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及する。	専利を詐称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利行政部門が是正を命じ、公告を行う。違法経営額が5万元以上である場合、違法経営額の1倍以上5倍以下の過料を科すことができる。違法経営額がない、又は違法経営額が5万元以下である場合、25万元以下の過料を科すことができる。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及する。
第六十四条 専利事務管理部門は、その取得した証拠に基づいて専利詐称被疑行為を取り締まる場合、全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査することができる。当事者の違法被疑行為の場所に対して立入検査を実施し、違法被疑	第六十四条 専利行政部門は、すでに取得した証拠をもとに、専利権侵害被疑行為又は専利詐称被疑行為に対する取締りを行うとき、全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査することができる。当事者の違法被疑行為の場所に対し

行為と関連する契約や領収書、帳簿及びその他関連資料を閲覧・複製することができる。また、違法被疑行為と関連する製品を検査し、専利製品詐称の製品であることを証明する証拠があった場合は封鎖するか、又は差し押さえることができる。

専利事務管理部門が法に基づき前項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、支援を提供しなければならない。拒否したり、妨害したりしてはならない。

て立入検査を実施し、違法被疑行為と関連する契約や領収書、帳簿及びその他関連資料を閲覧・複製することができる。また、違法被疑行為と関連する製品を検査し、**市場秩序を乱し、故意に専利権を侵害する製品又は専利詐称の製品**であることを証明する証拠がある場合、封鎖するか、又は差し押さえることができる。

専利行政部門は、法に基づき前項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、支援を提供しなければならない。拒否したり、妨害したりしてはならない。当事者が、専利行政部門による職権行使を拒否、妨害する場合、専利行政部門が警告を行う。治安管理違反行為を構成する場合、公安機関が法により治安管理処罰を与

	える。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。
第六十五条 専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該専利の使用許諾料の倍数に応じて確定する。賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。 権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、専利使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利	第六十五条 専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該専利の使用許諾料の倍数に応じて確定する。賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。 権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、専利使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利

権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1 万元以上 1 0 0 万元以下の賠償を認定することができる。	権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1 万元以上 1 0 0 万元以下の賠償を認定することができる。 故意に専利権を侵害する行為について、人民法院は、権利侵害行為の情状、規模、損害の結果等の要素を踏まえ、前二項に基づき確定された賠償金額を 2 倍から 3 倍に引き上げることができる。
第六十六条 専利権者又は利害関係者が、他者が権利侵害行為を行っている又はまさに行おうとし、即座に制止しなければ、その合法的權益が補填不能な損害を被る恐れがあることを証明する証拠を有する場合、訴訟を提起する前に人民法院に関連行為の停止命令措置を採るよう要請することができる。	第六十六条 専利権者又は利害関係者が、他者が権利侵害行為を行っている又はまさに行おうとし、即座に制止しなければ、その合法的權益が補填不能な損害を被る恐れがあることを証明する証拠を有する場合、訴訟を提起する前に人民法院に関連行為の停止命令措置を採るよう要請することができる。

要請者は要請時に担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は要請を却下する。 人民法院は要請を受けてから48時間以内に裁定を行う。特殊な状況によりこれを延長する必要がある場合は48時間延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は即座にこれを執行する。当事者が裁定について不服がある場合は一度、再審を要請することができる。再審期間中は裁定の執行を停止しない。 要請者が、人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法院は当該措置を解除する。 要請に誤りがあった場合、要請者は、関連行為の停止によっ	要請者は要請時に担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は要請を却下する。 人民法院は要請を受けてから48時間以内に裁定を行う。特殊な状況によりこれを延長する必要がある場合は48時間延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は即座にこれを執行する。当事者が裁定について不服がある場合は一度、再審を要請することができる。再審期間中は裁定の執行を停止しない。 要請者が、人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法院は当該措置を解除する。 要請に誤りがあった場合、要請者は、関連行為の停止によっ
---	---

て被要請者が被った損失を賠償しなければならない。	て被要請者が被った損失を賠償しなければならない。
第六十七条 専利権侵害行為を制止するため、証拠が消滅する可能性ある又は今後は取得困難である状況において、専利権者又は利害関係者は起訴前に人民法院に証拠の保全を要請できる。 人民法院は保全措置を講じる場合、要請者に担保の提供を命令することができる。要請者が担保を提供しない場合は要請を却下する。 人民法院は要請を受けてから48時間以内に裁定を行う。保全措置を講じる裁定を行った場合は即座にこれを執行する。 要請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法	第六十七条 専利権侵害行為を制止するため、証拠が消滅する可能性ある又は今後は取得困難である状況において、専利権者又は利害関係者は起訴前に人民法院に証拠の保全を要請できる。 人民法院は保全措置を講じる場合、要請者に担保の提供を命令することができる。要請者が担保を提供しない場合は要請を却下する。 人民法院は要請を受けてから48時間以内に裁定を行う。保全措置を講じる裁定を行った場合は即座にこれを執行する。 要請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法

院はその執行を解除する。	院はその執行を解除する。
第六十八条 専利権侵害の訴訟時効は2年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った日又は知り得る日より起算するものとする。 発明特許の出願公開から専利権付与までの間に当該発明を使用し、かつ適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は2年とする。専利権者は他者がその発明を使用していることを知った日又は知り得る日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った場合又は知り得る場合は、専利権付与日より起算する。	第六十八条 専利権侵害の訴訟時効は2年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った日又は知り得る日より起算するものとする。 発明特許の出願公開から専利権付与までの間に当該発明を使用し、かつ適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は2年とする。専利権者は他者がその発明を使用していることを知った日又は知り得る日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った場合又は知り得る場合は、専利権付与日より起算する。
第六十九条	第六十九条

以下の状況のいずれかに該当する場合は専利権侵害とはみなさない。 （一）専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を取得済みの機関及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売の申出、販売、輸入を行う場合。 （二）専利出願日以前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用するか、又は既に製造と使用の必要準備を終え、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。 （三）臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、その所属国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、輸送設備自	以下の状況のいずれかに該当する場合は専利権侵害とはみなさない。 （一）専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を取得済みの機関及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売の申出、販売、輸入を行う場合。 （二）専利出願日以前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用するか、又は既に製造と使用の必要準備を終え、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。 （三）臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、その所属国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、輸送設備自
---	---

身の必要のためにその装置と設備において関連専利を使用する場合。 （四）専ら科学研究と実験のために関連専利を使用する場合。 （五）行政認可に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために専利医薬品又は専利医療機械を製造、輸入する場合。	身の必要のためにその装置と設備において関連専利を使用する場合。 （四）専ら科学研究と実験のために関連専利を使用する場合。 （五）行政認可に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために専利医薬品又は専利医療機械を製造、輸入する場合。
第七十条 専利権者の許諾を経ずに製造され、販売されたと認知していない状況において、生産経営を目的として専利権侵害製品を使用したり、販売を許諾したりした場合、又は販売したりした場合、当該製品の合法的な仕入れ元を証明できるものは賠	第七十条 専利権者の許諾を経ずに製造され、販売されたと認知していない状況において、生産経営を目的として専利権侵害製品を使用したり、販売を許諾したりした場合、又は販売したりした場合、当該製品の合法的な仕入れ元を証明できるものは賠

償責任を負わない。	償責任を負わない。
	第七十一条（追加条項 2） 特定電気通信役務提供者は、自己が提供する電気通信役務について、電気通信役務の提供を受ける者が当該電気通信役務を利用して専利権を侵害したことを知り、又は知り得べきにもかかわらず、速やかに権利侵害製品のリンクを削除、遮断、解除する等の必要な措置を講じて制止しない場合、当該電気通信役務の提供を受ける者と連帯責任を負わなければならない。 専利権者又は利害関係者は、電気通信役務の提供を受ける者が電気通信役務を利用し、自己の専利権を侵害したことを証明する証拠を有する場合、特定電気通信役務提供者に前項

に掲げられた必要な措置を講じて制止するよう通知することができる。特定電気通信役務提供者は、適格かつ有効な通知を受領した後、適時に必要な措置を講じない場合、拡大した損害について、当該電気通信役務の提供を受ける者と連帯責任を負う。

専利行政部門は、電気通信役務の提供を受ける者が電気通信役務を利用して専利権を侵害したと認定する場合、特定電気通信役務提供者に、必要な措置を講じて制止するよう通知しなければならない。特定電気通信役務提供者が適時に必要な措置を講じない場合、拡大した損害について、当該電気通信役務の提供を受ける者と連帯責任を負う。

	第七十二条（追加条項 3） 国務院の専利行政部門の許可を経ずして、いかなる機関又は個人も、経営を目的として専利代理業務に従事してはならない。本条の規定に違反する場合、専利行政部門が情状を踏まえて違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、過料を科すことができる。
第七十一条 本法第二十条の規定に違反して外国に専利を出願し、国家秘密を漏洩した場合、所属機関又は上級主管機関が行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。	第七十三条 本法第二十条の規定に違反して外国に専利を出願し、国家秘密を漏洩した場合、所属機関又は上級主管機関が行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。
第七十二条 発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願権及び本法が規定するその他権益を剥	（削除）

奪した場合、所属機関又は上級 主管機関が行政処分を行う。	
第七十三条 専利事務管理部門は、社会に 向けて専利製品を推薦する等 の経営活動に関与してはなら ない。 専利事務管理部門が前項の 規定に違反した場合、その上級 機関又は監察機関が是正を命 じ、その影響を排除する。違法 収入がある場合は没収する。情 状が重い場合、直接責任を負う 主管者及びその他の直接責任 者に対し、法に基づき行政処分 を行う。	第七十四条 専利行政部門は、社会に向 けて専利製品を推薦する等の 経営活動に関与してはならな い。 専利行政部門が前項の規 定に違反した場合、その上級機 関又は監察機関が是正を命じ、 その影響を排除する。違法収入 がある場合は没収する。情状が 重い場合、直接責任を負う主管 者及びその他の直接責任者に 対し、法に基づき行政処分を行 う。
第七十四条 専利管理事務に従事する国 家公務員及びその他関連の国 家公務員が、職責を怠り、職権	第七十五条 専利管理事務に従事する国 家公務員及びその他関連の国 家公務員が、職責を怠り、職権

を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき行政処分を行う。	を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき行政処分を行う。
	第八章 専利の実施と活用
	第七十六条（追加条項 4） 各級の専利行政部門は、専利の実施と活用を促し、専利情報の市場化サービス及び専利業務運営活動を奨励し、適正化しなければならない。
	第七十七条（原第十四条） 国有企業事業単位の発明特許が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された機関に

	実施を許諾することができる。 実施機関は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。
	第七十八条（追加条項 5） 国が設立した研究開発機関、高等教育機関が職務発明創造について専利権を取得した後、合理的な期間内に、自ら実施せず、又は実施すべき必要な準備をせず、当該専利権を他人に譲渡及び許可してない場合、専利権の帰属を変更しない前提で、発明者又は考案者は、所属機関と当該専利を自ら実施するか、又は他人の実施を許諾するかについて協議し、取り決めに従って相応の権益を受けることができる。
	第七十九条（追加条項 6） 専利権者が国务院の専利行政部門に、いかなる者に自己の

専利の実施を許諾する意思がある声明を書面を出し、使用料が明確である場合、国务院の専利行政部門が公告を行い、実施許諾用意を実行する。

実用新案、意匠について実施許諾用意声明を提出する場合、専利権評価報告書を提供しなければならない。

実施許諾用意声明を撤回する場合、専利権者は、書面で声明を出し、国务院専利行政部門が公告を行わなければならない。実施許諾用意声明が撤回された場合、先行被許諾者の権益に影響を及ぼさない。

第八十条（追加条項 7）

いかなる者も実施許諾用意専利の実施を希望する場合、書面により、専利権者に通知した上で、使用料を支払わなければ

	ならない。 実施許諾用意の実施期間内において、専利権者は当該専利について独占的实施許諾又は排他的実施許諾を付与してはならない。訴訟前の仮差止命令を請求してはならない。
	第八十一条（追加条項 8） 当事者は、実施許諾用意について紛争が生じた場合、国务院の専利行政部門が裁定を下す。当事者は、当該裁定に不服がある場合、裁定通知書受領日から起算して 15 日以内に人民法院に提訴することができる。
	第八十二条（追加条項 9） 国家標準の制定に参加した専利権者が標準制定の過程で自己が有する、標準に必要な専利を開示しない場合、当該専利権者が当該標準の実施者に当

	該専利技術の使用を許諾したものとみなす。許諾の使用料は、双方が協議のうえで決定する。双方が協議によって合意に達しない場合、地方の人民政府の専利行政部門が判決を下す。当事者が当該判決に不服がある場合、判決通知受領日から起算して3か月以内に人民法院に提訴することができる。
	第八十三条（追加条項 10） 専利権に質権を設定する場合、質権設定者と質権者が共同で国务院の専利行政部門に質権設定登記を行う。質権は登記日から発効する。 質権の存続期間において、質権を設定された専利権の価値が顕著に低下したとき、質権者は、質権設定者に別の担保の提供又は担保物を追加するよう

	要請することができる。質権設定者が別の担保を提供しない場合、質権者は、当該質権を設定された専利権について処置を下すことができる。
第八章 附 則	第九章 附 則
第七十五条 国務院専利行政部門に専利を出願し、その他手続きを行う者は規定に基づき料金を納めなければならない。	第八十四条 国務院専利行政部門に専利を出願し、その他手続きを行う者は規定に基づき料金を納めなければならない。
	第八十五条（追加条項 11） 専利代理師協会は法により設立された社会団体法人であり、専利代理業界の自律型組織であり、国務院の専利行政部門の指導、監督を受ける。 専利代理師と専利代理機構は、専利代理師協会に加入しなければならない。専利代理師協

	会は、定款の規定に従って業界の自主規制規則に違反する構成員に対して懲戒処分を下す。
第七十六条 本法は 1 9 8 5 年 4 月 1 日より施行する。	第八十六条 本法は 1 9 8 5 年 4 月 1 日より施行する。